

# 静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務を委託する業者を選定するために実施するプロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めることとする。

## 1 委託業務の目的

本事業は、海外での販路拡大を目指す地元クリエイターに対し、海外のデザイナーとの相互の交流を通じた海外嗜好を取り入れた新たな試作品の制作及び海外現地における作品のテストマーケティング、そのアフターフォローに至るまでの一貫したサポートを行うことで、クリエイターが経済的に自立・発展していくための基盤を作ることを目的とする。

## 2 委託業務

### (1) 業務名

令和6年度 経商産政委第5号

静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務

### (2) 業務内容

別紙1「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

### (4) 委託見積上限額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

### (5) 支払い方法

業務完了後の一括払い。ただし、市が認めるときは委託料の一部を前金払とすることができる。

## 3 参加資格

この企画提案に参加するには、次の要件を全て満たしていることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）に基づく入札参加

停止の期間が含まれていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 静岡市内に本社、支社、事務所等の営業拠点を有する者であること。
- (6) 静岡市の地場産業や伝統工芸を中心とするクリエイティブ産業に精通している者であること。
- (7) 海外のデザイナーとの間に人脈がある者であること。
- (8) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。

#### 4 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和6年 3月22日（金）	産業政策課ホームページ上で公開します。
質問受付期間	3月22日（金）から 3月28日（木）正午まで	質問票【様式4】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	4月19日（金）午後5時まで 土日及び祝祭日を除く午前8時30分 から午後5時まで (郵送の場合は必着)	提出方法：郵送（書留郵便に限る。） 又は持参してください。 ※詳細は、「6」記載のとおり
書類選考	4月24日（水）	※詳細は、「8」記載のとおり
審査結果の通知	4月26日（金）中	参加した各者すべてに通知します。

※ 審査結果等についての問合せには応じられませんので御了承ください。

※ 審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続を開始します。

## 5 質問受付及び回答方法について

- (1) 提出方法 電子メールとします。ただし、着信を確認してください。  
題名を「静岡市文化・クリエイティブ産業市場開拓支援業務 質問票  
(業者名)」としてください。
- (2) 提出先 静岡市 経済局 商工部 産業政策課  
E-mail アドレス [sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp)
- (3) 受付期間 令和6年3月22日(金) 午前8時30分から  
令和6年3月28日(木) 正午まで
- (4) 回答 当課で受付次第、御記入いただいたメールアドレスに回答します。

## 6 提出書類等

- (1) 提出書類
  - ①参加申請書【様式1】(1部)
  - ②会社概要書【様式2】(1部) \*個人の場合は準用してください。
  - ③業務実績報告書【様式3】(1部)
  - ④企画提案書 (10部)
  - ⑤商業登記簿謄本 (1部) ※コピー可
  - ⑥貸借対照表、損益計算書(直近1年分) (1部) ※コピー可
  - ⑦納税証明書(1部) ※コピー可  
※国税:「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書  
※市税:静岡市の納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
  - ⑧見積書(1部)  
※見積上限額5,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)を超えないこと。  
※見積金額は税込で記載のこと、内訳を記載し、代表者印を押印すること。
- (2) 提出期限  
**令和6年4月19日(金) 午後5時まで** (郵送の場合は必着)
- (3) 提出方法  
上記(1)①~⑧の提出書類について、(4)提出先まで、郵送(提出期限必着、書留郵便に限る。)又は持参してください。
- (4) 提出先  
〒424-8701  
静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎 5階  
経済局 商工部 産業政策課 創業・イノベーション推進係

## 7 企画提案書について

### (1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、次の3点の課題について、本業務の達成に必要なと考える取組や手法等を具体的に記載してください。

#### **課題1 事業推進コンセプト／海外展開支援ビジョンの構築と推進戦略の提案**

- ・事業推進コンセプトの提案
- ・事業スケジュールの提案
- ・海外展開支援ビジョン、事業推進方法、市場調査手法、販路開拓手法、商品販売手法等、商品流通に至るまでの全ての手法等の進め方の提案

#### **課題2 文化・クリエイティブ産業市場開拓支援に係る提案**

- ・市内クリエイターと海外デザイナーとのマッチングに係る提案
- ・海外嗜好を取り入れた試作品のデザイン考案及び制作に係る提案
- ・試作品の制作において、ロイヤリティー契約や意匠権申請等に係る提案
- ・海外現地におけるテストマーケティング等の実施に係る提案
- ・市内クリエイターの独創性及び創作意欲を養う機会の創出に係る提案

#### **課題3 事業全体調整（プロデュース）／上記事業遂行に係る全ての調整**

- ・海外販路先、デザイナーと市内クリエイターをマッチングさせ、試作品を制作し、海外展開を支援するまでの上記業務の全体的な調整、連絡、相談、指導に係る提案等
- ・関係者のコミュニケーションの確保、実施体制に係る提案

### (2) 書式等

- ①用紙サイズは各課題A4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ②企画提案書は紙媒体10部（正本1部及び副本9部）を提出してください。
- ③文字サイズは10.5ポイント以上とします。
- ④企画提案書のページ数に制限はありませんが、基本的な考え方を簡潔に記載してください。
- ⑤散逸しないような形で綴ってください。

## 8 書類選考について

### (1) 実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、市が設置するプロポーザル審査会の審査員が評価します。
- ② 審査は、企画提案審査基準（別紙2）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、その合計点により順位化、点数化し、合計点数の最高得点を得たものを本業務の委託候補者とします。（ただし、提出者が1者の場合で、各審査項目の合計点が満点の70%未満場合を除く。）

- ③ 提出された企画提案書等の書類については非公開とします。
  - ④ 企画提案審査基準（別紙2）の評価項目を参考にして、企画提案書を作成してください。
- (2) 書類選考結果の通知
- 全ての業者に選考結果を通知します。

## 9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他この書面に示された条件に適合しない場合

## 10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却いたしません。
- (2) 提出書類作成に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (5) 関係書類作成のため市から入手した資料は、市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (6) 再委託は原則禁止としますが、下記に掲げる条件を満たし、静岡市の書面による承諾を受けた場合に限り、これを認めます。
  - ① 再委託の業務及び業務内容が主たる業務ではないこと。
  - ② 再委託の理由が社会通念上妥当であること。
  - ③ (ア) 再委託の相手方の履行能力に疑義がないこと。  
(イ) 再委託の相手方が当該業務の企画提案書提出者でないこと。  
(ウ) 再委託契約金額が妥当であること。
  - ④ その他契約の適正な執行に支障が生じるおそれがないこと。
- (7) 委託候補者として特定された者は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、委託候補者として特定された者が同様の書類を市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

## 11 事務局（問い合わせ先）

〒424-8701

静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎5階

（3月中）経済局 商工部 産業政策課 新産業係

（4月中）経済局 商工部 産業政策課 創業・イノベーション推進係

T e l : (054) 354-2313

F a x : (054) 354-2132

E-mail : [sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp](mailto:sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp)